

市民後見人の養成について

1 市民後見人の養成（広域実施）に向けて

(1) 市民後見人の養成

法人後見の実施に向けた経緯と同様、中核機関として、本人の課題等に見合った候補者を受任調整でき、さらには地域で支えるしくみがつくれるよう、市民後見人の養成も進めていく。

(2) 広域実施

あま市の人口規模は約8万9千人であり、人材の確保や費用対効果の面から、単独実施は向かない。

海部圏域に広げて検討すると、圏域（4市2町1村）の人口規模は約32万人となり、スケールメリットが期待できることから、広域実施を検討することとした。

(3) 海部圏域での協議

広域実施に向けた足がかりとして、海部圏域内で中核機関及び権利擁護センター等が設置されている、海部南部権利擁護センター、大治町社会福祉協議会、あま市の三者（中核機関や権利擁護センター等の運営主体）で打ち合わせした。

2 協議内容

(1) 広域実施の合意

海部南部権利擁護センターも大治町社会福祉協議会も、海部圏域の広域で市民後見人の養成を進めていくことで合意した。

ただし、打ち合わせ日時点（令和5年2月9日）で、津島市と愛西市は中核機関又は権利擁護センターが設置されていない。今後、両市の進捗状況を適宜把握しつつ、タイミングをみて声かけする。

(2) 今後の大まかな方向性や流れの共有

令和5年度から令和6年度は準備期間（基本的な考え方の整理、事業計画、事業予算、合意形成など）とし、市民後見人の養成は令和7年度から開始できるように目標を設定した。

(3) 今後の会議の設定

今後、市民後見人の養成に関する会議は、4市2町1村の担当者会議と担当課長会議を設定する。構成員は各市町村担当者、各市町村社会福祉協議会担当者とする。

ただし、担当者会議については、海部南部の弥富市、蟹江町、飛島村は原則、海部南部権利擁護センター職員が構成員となる。